

Q.

先般、インドネシアの企業が当社の機械を購入したため、当社の技術スタッフがインドネシアに行き、機械を設置した。インドネシアにおいて、このようなサービス対価に対する所得税はどのように取り扱われるか教えてほしい。（製造業）

A.

今回のような「非居住者への不労所得およびサービス対価等の支払い」においては、税務担当官によって判断が分かれるものの、基本税率は20%です。

解説

1. 基本税率は20%

インドネシアでは、所得税は源泉徴収方式によるものと申告、予納によるものがあります。今回のようなケースは、「非居住者への不労所得およびサービス対価等の支払い（以下「PPL26」という）」としての課税対象となり、源泉徴収方式とな

こちらは信用金庫とそのお取引先向けとさせて頂いております。

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。

[続きを読む](#)